

障がい者スポーツ普及振興事業支援金交付要項

（目的）

第1 この要項は、県内の団体等が、障がい者スポーツの普及・振興を図るため行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、障がい者スポーツ普及振興事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

（交付対象者）

第2 支援金の交付の対象となる者は、県内のスポーツ関係団体（当協会の加盟団体は除く。）、福祉団体、教育関係団体、その他の団体（個人又は団体が構成員として参加する実行委員会等を含む）とする。

（交付対象事業）

第3 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、県内の障がい者スポーツの普及・振興につながることを目的とした次に掲げる事業とする。

- (1) 障がい者のスポーツ人口拡大のための事業
- (2) 障がい者スポーツ選手の競技力向上のための事業
- (3) スポーツを通じた社会の障がい理解の促進等に資する事業
- (4) その他障がい者スポーツの普及・振興に資する事業

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 調査研究又は計画策定のみの事業
- (2) 国及び都道府県から補助金等の交付を受けた事業
- (3) その他理事長が不適当と認める事業

（交付対象経費）

第4 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から、第1号に掲げる経費及び第2号に掲げる特定財源の額を控除した経費とする。

- (1) 交付対象外経費
 - ア 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
 - イ 食糧費
 - ウ その他理事長が不適当と認める経費
- (2) 特定財源
 - ア 事業収入（参加者負担金等）
 - イ 寄附金等

（支援金の交付額）

第5 支援金の交付額は、交付対象経費のうち理事長が認めた額とする。

（事業計画書の提出等）

第6 支援金の交付を受けようとするものは、別に定める日までに、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 障がい者スポーツ普及振興事業支援金申請書（様式第 1 号）
 - (2) 応募団体概要（様式第 2 号）
 - (3) 事業計画書（様式第 3 号）
 - (4) その他参考資料（様式任意）
- 2 理事長は、第 1 項の書類の提出があった場合において、別に定める選考基準に照らし支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の交付の内示を行うものとする。
 - 3 理事長は、前項の内示を行う場合には、理事長が指名する者で構成する選考委員会の審査を経なければならない。
 - 4 前項の選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（交付の申請）

第 7 支援金の交付の内示を受けたものは、別に定める日までに、障がい者スポーツ普及振興事業支援金交付申請書（様式第 4 号）を理事長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 8 理事長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適正と認めたときは、支援金の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第 9 次に掲げる事項は、支援金の交付の条件とする。

- (1) 事業の主要内容の変更及び交付対象経費の 20 パーセント以上の変更をしようとするときは、速やかに障がい者スポーツ普及振興事業支援金内容変更届出書（様式第 5 号）を理事長に提出すること。
- (2) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに障がい者スポーツ普及振興事業支援金中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を理事長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに障がい者スポーツ普及振興事業支援金期間延長承認申請書（様式第 7 号）理事長に提出して、その承認を受けること。
- (4) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存すること。

（交付申請の取下書）

第 10 申請の取下げは、障がい者スポーツ普及振興事業支援金交付申請取下書（様式第 8 号）により行うものとする。

（事前着手の禁止）

第 11 交付対象事業は、支援金の交付決定前に事業に着手することはできない。ただし、事業の性質から実施時期が限定される場合、その他理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援金事業者」という。）は、前号ただし書きに該当する場合には、障がい者スポーツ普及振興事業支援金事業事前着手届（様式第 9 号）を理事長に提出するものとする。

(実績報告書)

第 12 支援金事業者は、事業が完了したときは、その事業完了後 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、障がい者スポーツ普及振興事業支援金実績報告書（様式第 10 号）を理事長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第 13 理事長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、事業の成果が支援金の交付の条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定するものとする。

(交付請求)

第 14 支援金事業者が、支援金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、障がい者スポーツ普及振興事業支援金交付（概算払）請求書（様式第 11 号）を理事長に提出するものとする。

(決定の取消)

第 15 理事長は、支援金事業者が次の各号の一に該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 事業に関し、支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第 16 支援金事業者は、前条の規定により支援金の交付の決定が取消された場合において、事業の当該取消に係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、理事長が定める期限までにその返還をしなければならない。

(立入調査)

第 17 理事長は、支援金について必要があると認めるときは、支援金事業者に対して報告を求め、又はこの法人の職員に帳簿書類その他を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(公表)

第 18 理事長は、支援金の交付を行った事業について、事業内容を公表する。

(補則)

第 19 その要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。